

環境省政策体系及び目標

注)関連する事務事業は、基本的にはここに記載するとおりとするが、政策評価を効果的に行うため、実施する過程において必要に応じ改定を行えるものとする。

環境への負荷が少ない循環と共生を基調とする経済社会システムの実現

基本施策 - 6 廃棄物・リサイクル対策

-6-(1) (1)循環型社会の形成の推進のための基本措置

(目標) 循環型社会の形成の推進のために循環型社会形成推進基本計画の数値目標を達成する。

(下位目標)

1. 循環型社会形成推進基本計画に基づき、施策の総合的かつ計画的な推進を図る。
2. 政府が循環型社会の形成に関して講じた施策に関する年次報告(循環型社会白書)を作成し、情報収集・調査、普及啓発等を実施する。

(事務事業)

- ア. 循環型社会形成推進基本計画の策定等
- イ. 循環型社会形成に関する情報収集・調査の実施
- ウ. 循環型社会形成に関する普及啓発の推進
- エ. 広域臨海環境整備センター事業の推進

-6-(2) (2)循環資源の適正な循環的な利用の推進

(目標) 各リサイクル制度の適正な施行及び先進的なリサイクル施設への支援を図ること等により、循環資源の適正な循環的な利用を推進する。

(下位目標)

1. 容器包装のリサイクルを推進する。
2. 特定家庭用機器のリサイクルを推進する。
3. 食品循環資源のリサイクルを推進する。
4. 建設資材のリサイクルを推進する。
5. パソコン、小型二次電池のリサイクルを推進する。
6. 廃自動車等のリサイクルを推進する。

(事務事業)

- ア. 個別リサイクル法(容器包装リサイクル法等)の施行
- イ. 各種リサイクルに関する情報収集、調査及び検討の実施
- ウ. 先進的なリサイクル施設への支援の実施

-6-(3) (3)一般廃棄物対策(排出抑制、再生利用、適正処理等)

(目標) 一般廃棄物の排出抑制、再生利用、適正処理等の推進を図る。

(下位目標)

1. 平成22年度において、平成9年度に対し、一般廃棄物の排出量を約5%削減する。
2. 平成22年度において、平成9年度に対し、一般廃棄物のリサイクル率を約11%から約24%に増加させる。
3. 平成22年度において、平成9年度に対し、一般廃棄物の最終処分量をおおむね半分に削減する。
4. 一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量を、平成14年度末において310g-TEQ/年以下とする。
5. 廃棄物処理施設整備計画に従って適切な処理施設、最終処分場等の整備を促進することにより、地域ごとに必要となる施設を今後とも継続的に確保する。
6. 市町村に対する支援を通じて、生活環境の保全を図る。

(事務事業)

- ア. 一般廃棄物の排出抑制及び再生利用の推進
- イ. 廃棄物処理施設整備計画に沿った着実な施設整備の推進
- ウ. 地方公共団体による施策の適切な推進等の確保のための措置
- エ. 生活環境保全のための処理基準の設定等、一般廃棄物の適正処理の推進

-6-(4) (4)産業廃棄物対策(排出抑制、再生利用、適正処理等)

(目標) 産業廃棄物の排出抑制、再生利用、適正処理等を推進する。

(下位目標)

1. 産業廃棄物の排出量の増加を、平成9年度に対し、平成22年度において、12%に抑制する。
2. 産業廃棄物のリサイクル率を、平成9年度に対し、平成22年度において、41%から47%に増加させる。
3. 産業廃棄物の最終処分量を、平成9年度に対し、平成22年度において、おおむね半分に削減する。
4. 産業廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量を、平成14年度末において200g - T E Q / 年以下とする。
5. 平成28年7月までにポリ塩化ビフェニル(P C B) 廃棄物の処理を完了する。

(事務事業)

- ア. 排出事業者責任の徹底
- イ. 生活環境保全のための処理基準の設定等
- ウ. 産業廃棄物行政の円滑な実施・違法行為への厳格な対応
- エ. 全国的に納得の得られる適正な処理体制(処理の受け皿)の回復・確保
- オ. 国際協力・国際調和の推進
- カ. ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の適正な処理の推進

-6-(5) (5)廃棄物の不法投棄の防止等

(目標) 廃棄物の不法投棄や違法な輸出入の未然防止等を図る。

(下位目標)

1. 産業廃棄物の不法投棄件数及び不法投棄量を、平成11年度に対し、平成22年度においておおむね半分に削減する。
2. 平成16年度から5年以内に、5,000トンを超える産業廃棄物の不法投棄件数を0にする。
3. 廃棄物等の適正な輸出入を確保する。
4. 化学物質管理対策の強化等に的確に対応した廃棄物の適正な処理を確保する。

(事務事業)

- ア. 不法投棄等の不適正処理対策の実施
- イ. 廃棄物等の適正な輸出入の確保
- ウ. 特別管理廃棄物の適正な処理の確保

-6-(6) (6)浄化槽の整備によるし尿等の適正な処理の推進

(目標) 河川や湖沼等の水質汚濁の大きな原因となっている生活排水の対策を推進し、健全な水循環を確保する。

(下位目標)

1. 浄化槽を整備促進する。

(事務事業)

- ア. 浄化槽設置整備事業の実施
- イ. 浄化槽市町村整備推進事業
- ウ. 浄化槽の普及啓発